

## 【説明文書】

居宅サービス事業所等の従事者に係る  
優先接種について

- 新型コロナウイルス感染症が拡大し、地域において病床がひっ迫する場合には、在宅の要介護高齢者や要支援者が新型コロナウイルス感染症に感染し、やむを得ず自宅療養を行う場合があります。このような場合、居宅サービス事業所等の従事者も、こうした自宅療養を余儀なくされる高齢者・障害者の患者等に直接接し、介護サービス等の提供をすることが想定されます。
- こうした状況を踏まえ、
- ・居宅サービス事業所等が、新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の高齢者・障害者の患者及び濃厚接触者に直接接し、介護サービス等の提供を行う意向を市町村に登録し、
  - ・上記事業所の職員で、当該介護サービスの提供等を行う意思を有する方について、市町村が優先接種の対象に含むことができることとされています。

(この欄は、必要に応じて活用してください)

私は、居宅サービス事業所等の従事者に係る優先接種の趣旨について十分な説明を受け、よく理解した上で、優先接種を希望します。

令和 年 月 日

(氏名)